

書評

高野雄一著 国際社会における人権

(一九七七年十月三十日、岩波書店、第一刷発行、四〇五頁、一六〇〇円)

大西公照

この書は「結び」を入れると九章より成っている。

第一章では、人権と国際社会の立体的つながりに触れ、人権の拡張が人類社会の発展により、まるで水の低きにつくが如く、国際的関連の下に、テレスコープな見方をすれば、着実に且確実に、一定のスピードと間隔をもって、自由権的人権から社会権的のそれへと進んで来、且歩んでゆくであろうとして、その軌跡を刻明に追っている。

著者は又、人権保障度が国家の近代化度のバロメーターになると述べ、更にアメリカの独立宣言、ヴァージニアの権利の章典、憲法、フランスの人権宣言等々にあらわれた自由権規定も天賦人権的方向への解釈の延長線上に位置す

るものであり、そういう意味で捉えてこそ日本国憲法の人権条項が比較憲法上どこに *position* するかがわかるのである。この方向は又一面では極端な独裁、軍国主義を標榜する *CCCP* 憲法に於いてすら、その解釈に相当のズレはあるとしても、ある程度認められているということに於いて、人権拡張の方向が国境・民族・時代を超えて、ある種の方

向に定着してゆくであろうと力強く訴えている。第二章は専ら人権と外交的保護権の関係にあてられている。

即ち一九世紀に入り、個人生活や権利の保護が主として *comity* をベースとした *bilateral treaties* の *force*、*obligation*

tionを伴う共通条約 (general treaties)、換言すれば内国人と殆んど差のない法的保護、保障へと進んだが、二十世紀に入り、とりわけ第二次大戦後は国内法の中に国際的保障を裏づけとした概念の導入へと変容・質して来た経緯にその焦点が合わされているようである。

ILO憲章のめざす方向と人権の關係に眼を向けたのが第三章である。「世界の永續する平和は社会正義を基礎としてのみ確立することができる」(憲章前文)のであり、その為には労働条件の調整が必須不可欠であって、苛酷な一方的労働条件の強化は、労働者の人権の抑圧を生み、勢い国際間の緊張へと昂まるので、国際多様化時代を迎え、超多国籍条約 (trans-multilateral treaties)、多国籍企業下の現代国際社会では、その故にこそこれらの国際的コントロールが一層必要となつて来るのであり、ILO憲章の示す方向、世界の働き手の殆んどを占めるようになってきている労働者の人権保障が、更に鞏固な国際保障へと一段と止揚されてゆくのだと結論づけている。

第四章は専らコンゴ協定、委任統治制度、国際信託統

治制度、更にそれ等を総括したものとされる「非自治地域に関する宣言<sup>(1)</sup>(国連憲章十一章)」の方向を取り扱っている。そしてこれら地域国家の性格づけとして、いずれにしろその最終国家形態を住民による、住民のための人権保障を基調とした民族自決に委ねることにより、従前ややもすれば、戦争とは戦勝国が戦敗国から領土をせしめるものだと錯覚され続けた方向に決定的な歯止めをかけたものとして、戦敗国の植民地は一応国連が一時的にあずかり、受託国に暫時施政をまかせても、究極的には時期を限り、民族自決の方向で独立させようとしたものであり、この民族の自決権の設定こそ、基本的人権中の基本権であると断言している。

第五章は人権保護が、世界史上しばしば訪れた人道的干渉をも克服し、又あらゆる伝統的国際秩序を超えて伸展して来たそのプロセスをフォローし、この方向は未来永劫に更に大きい狼煙となつて燃え続けてゆくであろうと説いている。

第六章は第四章に続き関連ケースを丹念に拾うことにより、ILOの労働権に關しての国際的保障をその legal

nature の面から刻明に検討し、ひとときわ、その意味での見ごたえある論文となっており、なかでも「ILO保障秩序の存在理由」と、「ILO保障機構の存在理由」の両論文は、「労働（人）権に関する部分（専門）的共同体秩序へのそれとともにこの書の圧巻となっている。

その大部分が実務家による以外、日本に殆んど紹介されていない欧州人権委員会の解説と人権裁判所のケーススタディにその眼を向けたのが第七章である。

一九七八年一月現在、人権裁判所への付託国は一四ヶ国であるが、これこそ尤もティピカルな multilateral treaties にその基礎をおくものであり、そのケースが少なくても、又その成果がながしかではあっても、又たとえそれが九牛の一毛に過ぎぬとしても、その示す効果と方向づけはこれを絶対に見逃し得ないのではないかというのが著者のご託宣である。

第八章では二つの国際人権規約の国連体制下での意義づけがなされ、国際権利章典が、さきの世界人権宣言と今回の人権規約（A、B規約）の完成で、その方向づけを一応終

ったものとみなしているようである。

特に著者が、人民自決権の確定が従来の植民地体制への解体清算を意味し又今後の、この種の体制への抑制機能をも果たすだろうと強調している点では、筆者も著者と全く同意見であり、著者は更に、二つの人権規約のうち前者のA規約はどちらかと言えば、社会権の国際的保障を図ったものであり、後者のB規約は自由権のそれであると結論づけ、要するに、ILO、西欧機構から国連体制の人権保障と転移してきたそのイキサツを追求している。

「結び」では人権が、西洋諸国によってリードされつつも、それがタテの関係では動かし難い歴史的、社会的動向となつているとし、ヨコのそれでは、従来の意味での外交的保護権を超克し、又もろもろの人道的干渉をも排して、ILO、西欧機構、国連人権体制へと進んで来たが、その方向へ向つての冷徹な認識で、理論と実践両面から然るべく評価をすべきであると結んでいる。

尚個人が国際法の主体になるのはまだ程遠いのではないかと述べられている点は注目に値しよう。

そして、こういう諸内容から判断すると、著者の人権に  
関する力点が、主として条約法の立場よりするものに置か  
れているように見受けられる。

一般に条約は *bilateral treaties* (二国間条約)、*multilate-  
ral treaties* (多国間条約)——三ヶ国以上十数ヶ国間の合意  
で、二国間条約程ではないが、比較的地域性、密約的性格  
を持つ *pacta sunt servanda* と *pacta tertiis nec nocent  
nec prosunt* の二原則が適用される——と、更に *Pact sunt  
servanda* の原則の適用については前二者と同一であるが、  
八十ヶ国以上の加盟国を持ち、「条約は当事国のみならず、  
非当事国をも拘束する」との原則が適用され、加盟につい  
ての *open clause* を持つ (前二条約は持たない) 超多国間条  
約<sup>(2)</sup> (*trans-multilateral treaties*) とに三分類されるとするものが  
欧米の国際法学者の間で通説となりつつある。この超多国  
間条約のティピカルなものとしてあげられるのが、国連の  
専門機関 (*specialized agencies*) としてある十四条約 (内、  
ITO は未成立、かわりに GATT 発効) と安保理から出してい  
る IAEA の十五条約、更に五大戦勝国による戦敗国の処

理という形をとる、極端に政治性の高い部分を除いた国連  
憲章と、あまりにも労働者の地位を強調し過ぎる部分を、  
一部排除した ILO 憲章を加えた十七条約と言うことにな  
るかと思う。勿論この種の超多国間条約は殖えてゆくこと  
が当然のこととして予測されるし、やがては国際法の主体  
となることも考え始められている。

そういう観点からしてこれを国際法、とりわけ条約法か  
らみると人権規定なるものは、政治、宗教に全く関係のな  
い、人間及び人間社会本来の深い特性にねざし、必然的に  
超多国間条約の中へ、その方向へと組み入れられてゆく性  
質の下にあるものと言うことが出来ようかと思う。

著名はこの点に関し、確たる実証の上に立って、人権の  
保障こそがこれ等十七条約の、共通の最基本となる根本原  
則の最右翼の一つになってゆくに違いないと主張されてい  
る。そういう風に考えてくると、著者がこの書で明らかに  
されようとしているのは、従来の国際法で言う、ややもす  
れば国家という枠組みの上に立脚する嫌いの多かった世界  
国家や世界連邦論とは本質的に相違する、換言すれば伝統

的なグロチウス国際法に一八〇度の転換を迫る全く新らしい新国際法のコロラリーの樹立を考えられているように思えてならない。

著者は個人が国際法の主体たり得ることは、ごく将来を考えてみても一寸可能性はないと主張されているが、その言葉とはウラ腹にどうもそういう国際社会の到来を、これを国際法上必然的に招来するであろう究極の形で意識されているような気がするのである。

けだし、国際法たりと雖も、これが法である限り、終極的には個人を対象としなければならぬし、そこに国内法、国際法の区分だてのあろう筈はなく、ただ国内法が *direct* に公・私・社会法を通して、ある一定の枠内（ブライアリーのいう国境）にある *persons & things* に接するのに対し、国際法は国家というスクリーンを通し、それを媒介として、更に *transformation* という *legal behavior* をも経、それと対峙するに過ぎぬものであり、そのスクリーンさえもが、この超国際多様化時代に直面し、その機能を弱めつつあるとは言えないだろうか。

そう考えてくると、著者の人権を掲げての国際社会とのつながりの解明をしようとしたこの著書も、著者の意見が全く小出しにしか表現されていないが、伝統的国際法にその把え方に根本的に再検討の要あることを例示し、そうすることを通じ、ここに全く新しい意味での国際法の建設がなされねばならぬことを暗示しているようである。とにかく大変な意欲作が戦後始めてこの分野に出現したような気がする。

注

(1) 国連憲章は、その骨組みが一九三九年(昭和十四年)十一月発足の *the Commission to Study the Organization of Peace* (議長 *Shotwell, J. T.*) を母胎とし、一九四三年二月の第三集で、現在の憲章の殆んどの姿をあらわしているが、信託統治制度については第四集(一九四三年十一月)より、更に「非自治地域に関する宣言」は全く戦後に作成付加されたものである。

経緯については、大東文化大学紀要十四号、大西公照、領域主権とその変動：(2)——委任統治・非自治地域・信託統治制度にみるモデル研究——参照のこと。

(2) 最初私は超多国条約を、*Bergbohm C. & Triepel, H.* の言い出した *Vereinbarung* の *Oppenheim L. 276*

英語への置き換え、*law-making treaties* (McNair, A. D.)はこれを誤訳という)にあて嵌めて考えていたが、一九七六年十月と一九七七年八月の二回、講演の為ベルリン自由大に立ち寄り、学友、論敵 *Randelzhofer A.*氏とこの件でわたりあった。結局意見一致せず超多国間条約に *law-making treaties* を当てるには所詮一寸無理があり、且一方的に誤訳される懼れもあるので、今後協同して新述語 *trans-multilateral treaties* なる用語を使うとの点で一致した。尚ヴァジニア大にいる学友 *Jilich, R. B.* 君と、リヨン大の *Schwarz-libermann, M.* 教授は、この論争について一寸違った見解を持っているようである。この両氏とのやりとりは別に発表する予定。